

附 則（平成九年八月二二日政令第二六五号）抄

第一条 この政令は、運輸施設整備事業団法（以下「法」という。）附則第一条ただし書の政令で定める日（平成九年十月一日）から施行する。

附 則（平成九年二月一〇日政令第三五五号）抄

第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月一八日政令第四四号）抄

第一条 この政令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

附 則（平成一〇年六月二二日政令第二一一号）抄

この政令は、平成十年七月一日から施行する。

附 則（平成一〇年九月一七日政令第三〇八号）抄

この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年十月一日）から施行する。

附 則（平成一一年六月二三日政令第二〇四号）抄

第一条 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則（平成一一年八月一八日政令第二五六号）抄

第一条 この政令は、都市基盤整備公団法（以下「公団法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成一一年九月一六日政令第二六七号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成一一年九月二〇日政令第二七〇号）抄

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成一一年九月二〇日政令第二七二号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成一一年九月二〇日政令第二七六号）抄

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」という。）の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成一一年九月二九日政令第三〇六号）抄

第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二二日政令第一七一号）抄

この政令は、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇五号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年一月三二日政令第二一号）抄

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月一三日政令第四三三号）抄

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 存続組合（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（次条及び附則第十一条において「平成十三年統合法」という。）附則第二十五条第三項に規定する存続組合をいう。次条において同じ。）に対する第二十五条の規定による改正後の国の

利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の規定の適用については、同令本則中「農林漁業信用基金」とあるのは、「農林漁業信用基金、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合」とする。

附 則（平成一四年二月一八日政令第三八五号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月二四日政令第六四号）抄

第一条 この政令は、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九二号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九三号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九四号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九五号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九六号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二七日政令第二九七号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四日政令第三二二号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四日政令第三二九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條から第四十三條までの規定及び附則第四十四條の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八條第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月三〇日政令第三四二号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五條から第二十三條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月三〇日政令第三四三号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八條から第三十四條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月三〇日政令第三四四号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四條から第十五條までの規定、附則第十六條中財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第三條第三十四号及び第十九條第五号の改正規定並びに附則第十七條の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月六日政令第三五八号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四條から第十四條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月六日政令第三五九号）抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四條から第十條までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月八日政令第三六四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第十一条までの規定並びに附則第七条から第十一条まで及び第十四条から第三十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月八日政令第三六五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月八日政令第三六七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月八日政令第三六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第三十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月八日政令第三六九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月八日政令第三七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月二九日政令第三九〇号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月三日政令第三九一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月三日政令第三九二号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月三日政令第三九三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第二十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月三日政令第三九四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十七条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月一〇日政令第四〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十七条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月一二日政令第四一〇号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月一二日政令第四一二号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月一八日政令第四一六号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年九月二五日政令第四三八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月二五日政令第四三九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年九月二五日政令第四四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年二月五日政令第四八九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年二月二五日政令第五五三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十九日）から施行する。

附 則（平成一五年二月二五日政令第五五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一五年二月二五日政令第五五六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一月七日政令第二四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一月三〇日政令第二四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二九日政令第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章並びに第十一条から第十三条まで及び次条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二九日政令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 前条の規定の施行の際に係属している公団の事務に関する訴訟であつて会社が受け継ぐものについては、同条の規定による改正前の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令本則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令本則中「新東京国際空港公団」とあるのは、「成田国際空港株式会社」とする。

附 則（平成一六年三月二六日政令第八三三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月九日政令第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年五月二六日政令第一八一号）抄

（施行期日）

この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則（平成一六年九月二九日政令第二九四号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年一一月二五日政令第三六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月三日政令第三八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律（次条において「平成十六年改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年三月二四日政令第七二号）抄

（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年四月一日政令第一一八号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄
この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年六月二四日政令第二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二四日政令第二五号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二三日政令第三一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(国の利害に係る訴訟に関する法律第七項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置)
第二十七条 この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する訴訟であつて各承継会社(郵政民営化法第六条第三項に規定する承継会社をいう。以下この条において同じ。)が受け継ぐもの及び旧公社の事務に関する訴訟であつて施行日以後に承継会社を当事者として提起するもの又は承継会社を参加人とするものについては、第四十八条の規定による改正前の国の利害に係る訴訟に関する法律第七項の公法人を定める政令本則の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同令本則中「日本郵政公社」とあるのは、「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号) 第六条第三項に規定する承継会社」とする。

附 則 (平成一九年九月一四日政令第二八七号) 抄

この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定 法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一六日政令第二二六号) 抄

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二三七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一二日政令第二八三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二九七号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二二年二月二八日政令第三二〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年五月二七日政令第一五一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。

(国の利害に係る訴訟に関する法律第七項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置)
第六条 存続共済会に対する第六十条の規定による改正後の国の利害に係る訴訟に関する法律第七項の公法人を定める政令の規定の適用については、

同令本則中「全国市町村職員共済組合連合会」とあるのは、「全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号) 附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

附 則 (平成二三年二月二六日政令第一四二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年二月二六日政令第三六六号)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月二四日政令第七三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

(国の利害に係る訴訟に関する法律第七項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置)
第六条 存続厚生年金基金に対する第二十三条の規定による改正後の国の利害に係る訴訟に関する法律第七項の公法人を定める政令の規定の適用については、「広域臨海環境整備センター」とあるのは、「広域臨海環境整備センター、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 附則第三号第十一号に規定する存続厚生年金基金」とする。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一二九号) 抄

(施行期日等)
第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年十一月二八日政令第三六一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年一月二〇日政令第四四号) 抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一六日政令第二一八号)

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年六月十七日)から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日政令第二二五号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三一日政令第一二六号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月三〇日政令第一二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年六月一六日政令第二一八号)

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年六月十七日)から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日政令第二二五号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日政令第二二五号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日政令第二二五号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日政令第二二五号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。